

旧清掃工場敷地内の土壌汚染調査の結果及び 工事等への影響について

旧清掃工場（町田リサイクル文化センター）の解体工事におきましては、土壌汚染対策法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例と「工場・事業場におけるダイオキシン類に係る土壌汚染対策の手引き」に基づき、土壌汚染調査を実施しました。

調査結果および工期への影響について説明いたします。

【調査範囲】



図 1：敷地全体図

【調査数】

特定有害物質※	： 275 地点（250 試料）
ダイオキシン類	： 102 地点（116 試料）

※ 調査対象の特定有害物質

- 次の項目の溶出量及び含有量
カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
- 次の項目の溶出量
ポリ塩化ビフェニル(PCB)

【調査結果】

ダイオキシン類、地下水は基準を超過する値は認められませんでした。特定有害物質については、次のように基準を超過する値が認められました。

○特定有害物質の基準値超過について

・鉛及びその化合物（図中の記号：■）

調査地点	溶出量測定値（最大）	溶出量基準値
地点ア	0.027 mg/L	0.01 mg/L 以下
地点イ	0.024 mg/L	
地点カ	0.011 mg/L	
地点キ	0.013 mg/L	

測定値は、ミネラルウォーターの成分規格値[0.05mg/L 以下]よりも小さい値でした。

・ふっ素及びその化合物（図中の記号：■）

調査地点	溶出量測定値（最大）	溶出量基準値
地点ウ	1.5 mg/L	0.8 mg/L 以下
地点エ	1.0 mg/L	
地点オ	0.93 mg/L	

測定値は、海水中のふっ素の濃度[1.3~1.5 mg/L]と同程度の値でした。検出された「ふっ素及びその化合物」は「有機フッ化化合物」ではありません。

【調査地点と基準超過地点】

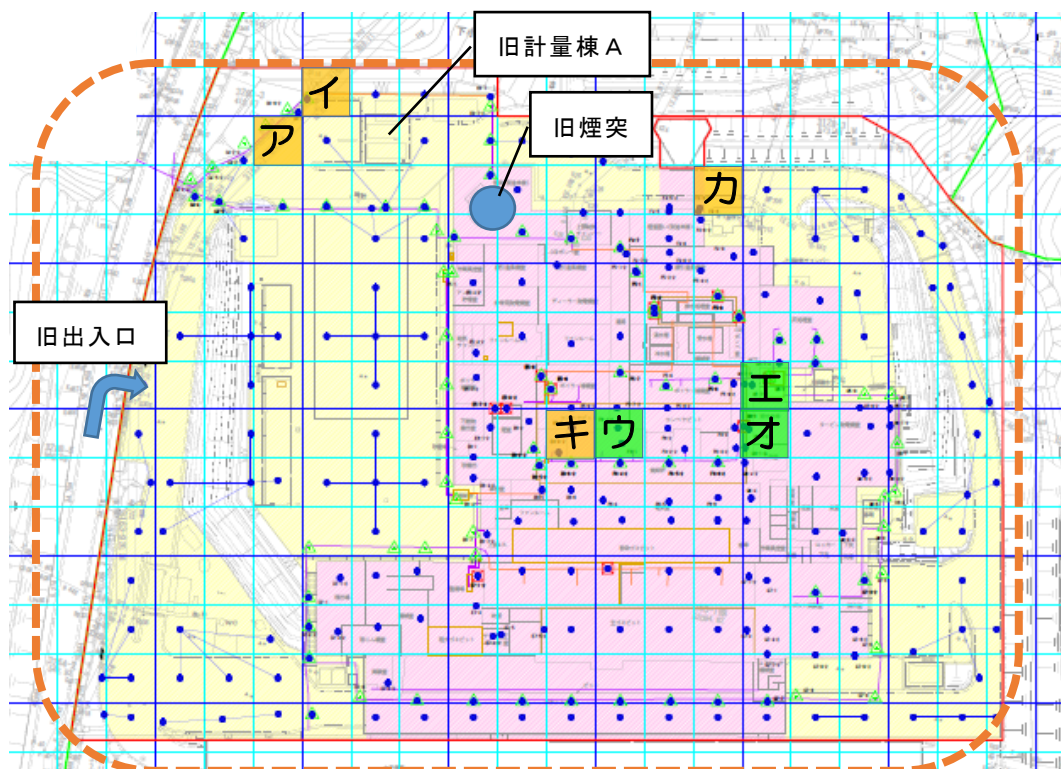


図2：調査地点と基準値超過地点

【原因と対応】

- 基準値超過の原因としては、工場の操業によるもの、もともと土に含まれていたものなど、様々な要因が考えられるところですが、検出値が小さいこともあり、特定はできませんでした。
- 基準を超過した7区画は東京都多摩環境事務所および町田市環境資源部環境共生課へ報告を行い、汚染の除去等の措置が不要な「形質変更時要届出区域」に指定されました。今後、土地の形質変更時（掘削）は計画の届出が必要となります。

形質変更時 要届出区域 (法第11条)	<ul style="list-style-type: none">• 土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域• 土地の形質変更時に都道府県知事に計画の届出が必要（法第12条）
-----------------------------------	---

【工事への影響】

基準を超過した7区画については、地下構造物の撤去を行うため、形質変更届を提出し、工法等について承諾を得てから工事を実施します。

内容としては、土壌掘削除去、汚染土壌運搬処理、観測井戸設置を実施する予定です。

これらに対応するため、町田市バイオエネルギーセンターの整備工事の工期を3ヶ月延長し、完了予定が2024年6月から2024年9月となります。

【その他への影響】

今回の工期の延長によって、工場の運営や最終処分場の上部を活用する公園整備への影響はありません。

また、地下水から特定有害物質の基準値超過は認められないため、施設近隣への影響はありません。

【市民全体と近隣住民の方々への周知方法】

土壌汚染調査結果と工期延長については、2023年6月議会において行政報告いたしました。また、8月発行の『ごみ資源化施設 建設NEWS』にて周知を図ります。

以上